

医危第1884号
令和3年9月1日

県内各病院 院長 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

さらなる確保病床の拡大及び陽性患者の新規受入等について（要請）

日頃から新型コロナウイルス感染症に係る医療の提供の継続に御尽力くださり、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況の急拡大により、県では令和3年7月28日及び8月4日付けで、陽性患者を受け入れる確保病床について、病床確保フェーズ「4」への引き上げに伴う拡大要請を行ったところです。

その後、確保病床に係る協定上の病床数を上回る病床の確保や陽性患者の入院受入の開始など、多くの認定医療機関の御尽力を賜り、フェーズ「4」の最大確保病床数1,790床を超える約2,000床を確保することができました。

一方、8月以降、新規陽性患者数が2,000人を超える日が11日連続となるなど、県内の感染の急拡大による入院患者の急増が止まらず、現状では、血中酸素濃度93%以下であるにもかかわらず、病床のひっ迫により、入院調整となる患者が約250名存在し、今後も増える見込みであることに加え、自宅・宿泊療養者が死亡する事例も現実には発生しています。

このような状況では、県内各病院が「総力戦」で対応していく必要があります。

そこで、次のとおり各病院（神奈川モデル認定医療機関以外も含む。）にさらなる病床拡大等への協力について、御検討をいただきたく依頼します。別紙の「増床対象」となる病院には、今後、県又は政令市から個別に御相談させていただく場合がありますので、御承知おきください。

【さらなる病床拡大等への協力概要】

- 1 陽性患者受入医療機関（高度・重点・協力⑤）
各病院のコロナ病床確保率（※）が各運営形態別のコロナ病床確保率を下回っている病院は、平均値までの病床を確保いただきたいこと。
※許可病床数（一般・感染症・結核）に占める病床確保フェーズ「4」の重症・中等症軽症の確保病床数の率（コロナ病床確保率）
- 2 陽性患者を受け入れていない救急告示病院
 - ①陽性患者の受入を開始し、一般病床の3%程度の陽性受入病床を確保
 - ②酸素センターや医療従事者が不足している他病院への看護師等の人員派遣
 - ③抗体カクテル療法での短期入院受入（専用病床の確保）
のいずれかをお願いしたいこと。
- 3 その他の病院
 - ①陽性患者の新規受入の開始
 - ②カクテル療法での短期入院受入の開始
 - ③酸素センターや医療従事者が不足している他病院へ看護師等の人材派遣等の点について検討をお願いしたいこと。

【参考】

- 本通知は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2による協力要請ではありません。
- 病床拡大に当たっては、当面の間、保険医療機関が医療法上の許可病床数を超過して陽性患者を入院させた場合でも、診療報酬の減額が適用されず、また看護要員の数と入院患者の比率等に1割以上の一時的な変動があった場合でも、変更の届出を行わなくてもよいこととされています。

【参考資料】

- 令和2年2月14日付け厚生労働省保健局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
- 令和2年8月31日付け厚生労働省保健局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」